

ETCマイレージサービス利用規約(新旧対照表) 令和2年2月13日版

旧	新(令和元年2月13日)
<p>(定義)</p> <p>第3条 一～七(略)</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号(ただし、当該マイレージ登録者が第8条第3項に基づき変更した場合または五会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の番号)をいいます。</p> <p>九 発行カード会社等 登録申込カード又は登録カードの発行を行ったクレジットカード会社及び六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局をいいます。</p> <p>十 ポイント 第10条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。</p> <p>十一 還元額 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、第12条第1項又は第13条の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 一～七(略)</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される文字列(ただし、当該マイレージ登録者が第8条第3項及び同条第7項に基づき変更した場合または五会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の文字列)をいいます。</p> <p>九 <u>インターネット用パスワード</u> パスワードのうちインターネットによる手続きにおいて使用するパスワードをいいます。</p> <p>十 <u>自動音声ダイヤル用パスワード</u> パスワードのうち自動音声ダイヤルによる手続きにおいて使用するパスワードをいいます。</p> <p>十一 発行カード会社等 登録申込カード又は登録カードの発行を行ったクレジットカード会社及び六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局をいいます。</p>

<p><u>十二</u> 本人確認 五会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいいます。ただし、インターネットによる手続の場合は、<u>マイレージIDとパスワード</u>を使用して確認をします。</p>	<p><u>十二</u> ポイント 第10条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。</p> <p><u>十三</u> 還元額 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、第12条第1項又は第13条の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。</p> <p><u>十四</u> 本人確認 五会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいいます。ただし、インターネットによる手続の場合は、<u>マイレージIDとインターネット用パスワード</u>を使用して確認をします。 <u>また、自動音声ダイヤルによる手続の場合は、マイレージIDと自動音声ダイヤル用パスワードを使用して確認をします。</u></p>
<p>(マイレージ登録の通知等) 第8条1～2(略) 3 <u>マイレージ登録者は、インターネット又は自動音声ダイヤル(トーン信号を発する電話に限ります。以下同じです。)</u>によりパスワードを随時変更することができます。</p>	<p>(マイレージ登録の通知等) 第8条1～2(略) 3 <u>マイレージ登録者は、インターネットによりパスワードを随時変更することができます。また、自動音声ダイヤル用パスワードについては自動音声ダイヤル(トーン信号を発する電話に限ります。以下同じです。)</u>でも随時変更することができます。</p>

<p>4～6(略)</p> <p>7 <u>マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワード並びに届出事項を第三者に悪用されることのないよう十分な注意をもって管理するものとします。</u></p>	<p>4～6(略)</p> <p>7 <u>五会社は、システム管理の必要から、マイレージ登録者にパスワードの変更を依頼することがあります。この場合、マイレージ登録者はパスワードを変更しなければなりません。</u></p> <p>8 <u>マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワード並びに届出事項を第三者に悪用されることのないよう十分な注意をもって管理するものとします。</u></p>
<p>(マイレージ登録の取消し)</p> <p>第19条</p> <p>五会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、<u>マイレージ登録者にマイレージ登録の取消しを予告します。当該予告の通知を発した後も引き続き90日間増減しなかったときは、五会社は当該マイレージ登録を取り消します。</u>この場合において、五会社は登録取消し完了の通知を行いません。</p>	<p>(マイレージ登録の取消し)</p> <p>第19条</p> <p>五会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、<u>マイレージ登録者に予告することなく当該マイレージ登録を取り消すことができます。</u>この場合において、五会社は登録取消し完了の通知を行いません。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和元年10月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和2年2月13日</u>から実施します。</p>

ETCマイレージサービス プライバシーポリシー(新旧対照表) 令和2年2月13日版

旧	新(令和元年2月13日)
<p>(11)お問い合わせについて</p> <p>・お客様の個人情報に関する手続きのお問い合わせについては、<u>ETCマイレージサービス事務局(ナビダイヤル0570-010125、携帯電話・PHSなどからは045-477-3793)でお受けいたします。(受付時間:平日9時～21時、土日祝9時～18時)</u></p>	<p>(11)お問い合わせについて</p> <p>・お客様の個人情報に関する手続きのお問い合わせについては、<u>ETCマイレージサービス事務局でお受けいたします。</u></p>